

日本政策金融公庫の農林水産事業には

産業動物診療の 施設整備を対象とする 融資制度があります。

産業動物開業獣医師の方、農業共済組合等が都道府県の診療施設整備計画の認定(獣医療法第14条)を受けて診療施設を整備する場合の資金として、農林漁業施設資金(※)の利率に特利を設けています。

※日本政策金融公庫の融資審査があります。

融資のお問い合わせ先

① 最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業

※ 詳しくは、公庫のホームページ参照

日本政策金融公庫

検索

<http://www.jfc.go.jp>

② 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医療チーム
03-3501-4094

資金の使い道

獣医療法の規定による都道府県知事の認定を受けた「診療施設整備計画」に従って行う次の施設の改良、造成又は取得が対象となります。

- ① 当該資金により整備(新たに開設する場合を含みます。)を行った診療施設(診療用機器及び診療用車両を含みます。以下同じ。)における1年間の診療の業務量に占める牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、その他の畜産業に係る獣医療法第2条第1項に規定する飼育動物(以下「産業動物」といいます。)の診療の業務量の割合が、新たに50%以上となる場合における当該診療施設
- ② 産業動物の診療の業務に従事する獣医師の増員に際して必要となる診療施設
- ③ 産業動物に係る獣医療に関する技術の高度化に際して必要となる診療施設

(*) 診療施設整備計画には、施設整備の目標、内容、実施時期、実施に必要な資金の額、到達方法等を記載いただきます。診療施設整備計画は、管轄の都道府県が県の獣医療計画に則したものが審査します。申請窓口は、管轄の都道府県の畜産担当課、又は家畜衛生保健所です。

<<ご利用イメージ>>

- 産業動物診療所の新設・改修
- 薬品保険庫等の増設 等
- 超音波妊娠診断装置
- プログラムフリーザー
- 自動血球計算機 等
- 往診用車両 等

ご利用いただける方

- ・産業動物の診療を行う者
- ・農業共済組合、農業共済組合連合、農業協同組合、農業協同組合連合会

貸付条件

融資期間(うち据置期間): 産業動物開業獣医師等 10年以内(うち据置期間2年以内)
農協、農業共済組合等 20年以内(うち据置期間3年以内)

(* 東日本大震災の直接被災者は償還期限、据置期間ともに+3年)

融資限度額 : 負担額の80%まで(負担額に上限はありません)

金利 : 最新の貸付利率は、公庫ホームページで確認いただくか、

公庫等にご照会ください (<https://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html#sec02>)

(* 東日本大震災被災者向けの金利負担軽減措置があります。)

担保・保証人 : 公庫と相談のうえ決定

(* 東日本大震災の直接被災者は実質無担保・無保証となる場合があります)

融資窓口 : 公庫直接又は、お取引金融機関を窓口として融資

注意) 別途、公庫の審査があります。

